

名古屋葵大学 利益相反マネジメント規程

令和6年10月1日制定
令和7年4月1日改正

第1条 (目的)

この規程は、「名古屋葵大学利益相反マネジメントポリシー」(以下「ポリシー」という。)に基づき、名古屋葵大学(以下「本学」という。)における利益相反を適切にマネジメントするために必要な事項を定め、もって本学における産学官連携活動等の健全な推進を図ることを目的とする。

第2条 (用語の定義)

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等
 - ア 専任教育職員、専任技術職員、専任事務職員
 - イ 第6条に定める利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)が指定する者
- (2) 産学官連携活動等
企業の兼業・役員就任、共同研究、受託研究、厚生労働省科学研究、知的財産権の実施許諾・権利譲渡、研究助成金・寄付金受入れ、受託事業、機器提供の受入れその他利益相反マネジメント委員会が定める活動をいう。
- (3) 関連企業等
 - ア 企業
 - イ 公的機関(国、地方自治体及び独立行政法人)
 - ウ その他の団体

第3条 (対象者の範囲)

利益相反マネジメントの対象者の範囲は、前条第1項第1号に定める教職員等とする。

第4条 (対象となる事象)

- 1 利益相反マネジメントの対象となる事象は、産学官連携活動等を行う教職員等が、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 関連企業等から別に定める一定額以上の経済的利益を得る場合
 - (2) 関連企業等から別に定める一定額以上の物品を購入する場合
 - (3) 関連企業等から何らかの便宜を供与される場合
 - (4) 関連企業等の一定以上の株式を保有又はその他の出資をする場合
 - (5) 関連企業等から新株予約権の割当て又は受益権等の提供を受ける場合
 - (6) その他委員会が対象事象と認めた場合
- 2 教職員等と生計を一にする配偶者又は一親等の親族が、前項各号のいずれかに該当する場合においても、利益相反マネジメントの対象とする。

第5条 (利益相反マネジメントの指針)

産学官連携活動等を推進する上で生じ得る利益相反の問題を解決する指針は次のとおりとする。

- (1) 教職員等が、本学における職務並びに責任よりも個人的な利益を優先していると第三者から誤解を受けない状態(個人としての利益相反)
- (2) 本学が、本学の社会的責任よりも、本学の利益を優先していると第三者から判断されない状態(大学としての利益相反)
- (3) 個人的な利益の有無にかかわらず、教職員等が職務以外の活動を優先していると第三者から判断されない状態(責務相反)
- (4) 教職員等の本学以外の活動により、学生の教育の機会が狭められる又は学生の学問の探求が阻害される等、教育面での支障が生じていると判断されない状態(責務相反)

第6条 (委員会の設置)

本学は、ポリシーに基づく利益相反について適切にマネジメントを行うため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第7条（委員会の構成）

- 1 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 学長
 - (2) 法人本部長
 - (3) 研究科長
 - (4) 学部長
 - (5) 短期大学部部長
 - (6) 産学連携推進センター長
 - (7) 大学事務局長
 - (8) 大学事務局総務課長
- 2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 3 委員長は必要に応じて学外有識者を委員として加えることができるものとする。
- 4 前項に定める学外委員の任期等は当該の案件ごとにその都度定めるものとする。

第8条（委員長）

- 1 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

第9条（委員会の運営）

- 1 委員会は委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数によって決する。
- 2 委員会の決議に利害関係を有する委員は、当該決議に加わることができない。
- 3 委員会は、必要があると認められる場合には、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 委員会に係る事務は、大学事務局総務課において行う。

第10条（審議事項）

委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る基本方針に関する事項
- (2) 利益相反に係る調査及び相談に関する事項
- (3) 利益相反に係る審査、改善要請及び異議申立てに関する事項
- (4) 本学内外からの利益相反の指摘に係る対応に関する事項
- (5) 利益相反に係る啓発活動に関する事項
- (6) 利益相反に係る情報公開に関する事項
- (7) その他本学の利益相反に関する重要事項

第11条（利益相反アドバイザー）

- 1 委員会の下に、必要に応じて利益相反アドバイザーを置くことができる。
- 2 利益相反アドバイザーの職務は、利益相反に係る相談・助言・知識の普及・その他利益相反に関する事項とする。

第12条（報告）

- 1 教職員等は、産学官連携活動等を行うに当たり、第4条に定める経済的な利益関係を所定の様式により委員会に報告しなければならない。
- 2 教職員等は、第1項の報告をした後に新たな経済的な利益関係が生じた場合は、その都度、委員会に報告しなければならない。
- 3 第1項及び前項の場合の他、教職員等が希望する場合は、経済的な利益関係の状況を委員会に報告することができる。

第13条（審査、調査及び改善要請）

- 1 委員会は、第10条の利益相反アドバイザーからの報告又は前条に基づき、審査を行う。

- 2 委員会は、審査において必要と認める場合は、教職員等の利益相反の状況に関して調査を行うことができる。この場合において、委員会は当該教職員等より意見を聴取することができる。
- 3 審査の結果は、書面により当該教職員等へ通知する。
- 4 委員会は、第2項の調査の結果、利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると認めた場合には、当該教職員等に対し、改善に向けた助言及び改善要請等を行う。

第14条（異議申立て）

- 1 教職員等は前条第4項の改善要請に異議がある場合は、要請を受けた日から2週間以内に、書面により委員会に対して異議申立てをすることができる。
- 2 委員会は異議申立てを受けた場合は、速やかに審議を行い、その結果を当該教職員等に書面で通知する。
- 3 当該教職員等は、前項の審議結果に対して、異議申立てをすることはできない。

第15条（大学としての利益相反への対応）

- 1 教職員等は、大学としての利益相反があると思われる場合には、随時、委員長に対し問題提起することができる。
- 2 委員長は、問題提起の内容について検討を行い、委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認のうえ、利益相反マネジメントが必要であるか審議する。
- 3 委員長は、前項の審議の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、改善措置を実施する。

第16条（個人情報等の保護）

- 1 本学は、報告書等により得られた利益相反に関する情報を、学校法人越原学園個人情報保護規程の定めに基づき、適切に管理及び保存する。
- 2 委員会の構成員、その他利益相反マネジメントに係るすべての者は、業務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を離れた後も、同様とする。

第17条（文書の保存）

- 1 本学は、教職員等から提出された書類を名古屋葵大学文書保管規程に基づき、適切に管理及び保存する。
- 2 教職員等は、経済的な利益関係に関する書類を5年間保存しなければならない。

第18条（情報公開）

- 1 本学は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外へ公開し、社会に対する説明責任を果たす。
- 2 利益相反に関する情報公開に当たっては、第16条第1項の定めにより、個人情報の保護に留意する。

第19条（事務）

利益相反マネジメントに関する事務は、大学事務局総務課が行う。

第20条（雑則）

この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

第21条（規程の改廃）

この規程の改廃は、常務理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は令和6年10月1日より施行する。

附 則

この規程は令和7年4月1日より施行する。